

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 2 号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより」に改め、同条第 4 項中「規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第 1 5 条第 1 項中「定める者」の次に「(第 1 5 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 1 5 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 5 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳を迎える時期を目途に、前

項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、勤務環境の整備に関する必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。